

資料1

F2: 頻繁 暴露の頻度が常時から毎日

P: 回避の可能性(例)

P1: 大 動作速度 ≤ 250 [mm/秒]、距離 $\geq$ 安全距離
電流 ≤ 10 mA (15~100Hz)/AC or 50mA (DC)

P2: 小 動作速度 > 250 [mm/秒]、距離 $<$ 安全距離
電流 > 10 mA (15~100Hz)/AC or 50mA (DC)

3. 適合性評価シートの記入

チェックリストシートから自動生成された適合の項目数を適合性評価シート1~3頁目(据付け工事がある場合は4頁目も)の基準の適合性欄に転記する。リスクアセスメントシートのリスク見積りの結果を適合性評価シート1~3頁目(据付け工事がある場合は4頁目も)のリスクアセスメント欄に転記する。また、最終的な残存リスクがある場合はその内容を適合性評価シートの5頁目に記入する。尚、残存リスクは、警告表示ラベル、取扱説明書等により、使用上の情報として設備使用者に伝えなければならない。

【リスクアセスメントの判断基準】

リスクアセスメントにおける許容可能なリスクレベルの判断基準は以下とする。(詳細は機械安全基準の1-2.2リスクアセスメントを参照)

・制御の安全方策をとることができる場合

$$R = f(S, F, P, Q) \leq N \text{ or } (N) \text{ -- (1)}$$

$$R' = f(S, F, P) \leq III \text{ -- (2)}$$

・制御の安全方策をとることができない場合

$$R' = f(S, F, P) \leq I \text{ -- (3)}$$

(注)適合性評価シートの"リスク評価"の計算方法は以下の通り。

1. 安全方策後のR'について、対応する制御の安全方策Qが実施されている否かをチェックし、実施されればR'を0と見なす。この結果を仮にR''とする。
2. R''が1を超えるものを集計しリスク評価とする。

【出荷認定の判断】

出荷段階での判定がBで、出荷をせざるを得ない場合は、B判定での出荷承認欄に、基準の適合とリスクアセスメント結果を基に、①未達原因、②出荷必然性、③改善策を記入し事業場長の承認を得ること。

【Ver. 1.1の公布・施行及び経過措置】

Ver. 1.1は、4/1に公布し10/1より施行する。具体的には、4/1以降設計着手する設備からVer. 1.1を原則として適用する。但し、4/1~9/30の期間は経過措置として、出荷認定の判定はVer. 1.0とVer. 1.1の両方を可とする。